

## 7 受験上の配慮内容一覧

以下の【ア】～【カ】の障害区分を参考に、配慮の内容及び提出書類等を確認してください。

### 【ア】視覚に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項				
	すべての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
点字による教育を受けている者	点字解答 <b>注2</b>	1.5 倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字問題冊子</li> <li>点字用解答用紙</li> <li>下書き用紙</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     （数学・理科のみ）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>レーザーライター</li> <li>レーザーライター用紙</li> <li>レーザーライター用ボールペン</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験室入口までの付添者の同伴</li> <li>試験場への乗用車での入構</li> </ul>
①良い方の眼の矯正視力が <b>0.15</b> 以下の者	文字解答 <b>注3</b>	1.3 倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字解答用紙</li> <li>下書き用紙（数学・理科のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡大文字問題冊子の配付（一般問題冊子と併用）<b>注4</b></li> <li>拡大鏡等の持参使用<b>注5</b></li> <li>窓側の明るい座席を指定</li> <li>照明器具の持参使用又は試験場側での準備</li> </ul>
②両眼による視野について視能率による損失率が <b>90%</b> 以上の者					
③上記以外で、解答用紙にマークすることが困難な者 <b>注1</b>		延長なし			
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者					

**注1** 上記の表の③の欄に該当する者は、障害が試験時間延長（1.3 倍）に該当する程度ではないが、一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

**注2** 出題も、点字によります。また、解答に必要な点字器等は、志願者が持参してください。

なお、点字解答を希望する者は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。**申請した受験科目については、「点字・代筆受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（24 ページ参照）

**注3** 文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入することにより解答する方法です。（26・27 ページ参照）

**注4** 拡大文字問題冊子は、一般問題冊子と比べて、文字の拡大率が 1.4 倍（14 ポイントのゴシック体）、面積倍率が 2 倍となっています。

**注5** 拡大鏡等には、弱視者用拡大テレビを含みます。

(審査の上許可される事項)					必要な提出書類
リスニングにおいて配慮する事項 (例)					
試験時間		音声聴取の方法			
右のどちらか一方を選択 <b>注 6</b>	1.5 倍に延長 (連続方式)	CD プレーヤー (監督者が操作)	ヘッドホン <b>注 7</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験上の配慮申請書 (31 ページ)</li> <li>(ア)診断書 (視覚障害関係) (35 ページ)</li> <li>(イ)校長による点字学習の証明 (任意の様式)</li> </ul> ※上記の(ア), (イ)はどちらか一つ
	1.5 倍に延長 (音止め方式)				
右のどちらか一方を選択 <b>注 6</b>	1.3 倍に延長 (連続方式)	CD プレーヤー (監督者が操作)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験上の配慮申請書 (31 ページ)</li> <li>・ 診断書 (視覚障害関係) (35 ページ)</li> </ul>
	1.3 倍に延長 (音止め方式)				
延長なし		IC プレーヤー (監督者が操作を補助)			
<b>注 8</b>					

**注 6** 出願後は、延長方式の変更はできません。(各方式の具体的な方法については、16・17 ページ参照)

**注 7** ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書⑦「その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

**注 8** リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要があります。詳しくは受験案内 40 ページを参照してください。なお、この措置は、受験上の配慮申請書では申請できません。「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する場合は、受験上の配慮で別途同じ配慮を申請する必要はありません。

**補注** タオル (サイズは問わない) 又は座布団等の持参使用のみを希望する者については、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 13 ページを参照してください。